

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海3、4号機(518))」
2. 日時：令和2年6月18日 15時00分～16時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁

(新基準適合性審査チーム)

仲管理官補佐、浅沼安全審査官

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力技術部長 他11名※

## 5. 要旨

- (1) 九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)から、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に関する工事計画のうち、審査会合及び前回ヒアリングにおいて説明を求めた事項について、資料に基づき説明がなされた。
- (2) 原子力規制庁は、九州電力からの説明を受け、以下の点について説明を求めるとともに、引き続き審査を進める旨伝えた。
  - 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令第32条の準用の要否について、条項の解釈を確認し、説明すること
  - 換気空調系について、模式図等で示すこと
- (3) 九州電力より、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・審査会合等での指摘事項を踏まえた補正の方針(玄海3、4号機 第3電源設置工事)
- ・コメントリスト(玄海3、4号機 第3直流電源設置工事)
- ・3号機・4号機 蓄電池(3系統目)～直流C/Cまでの電炉

以上